

福祉・介護職員等処遇改善加算算定に係る 「見える化要件」について

◎加算取得状況：福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ

◎賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

○資質の向上

- ・働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する実務研修受講支援や、より高い介護技術を取得しようとする者に対するサービス管理者研修等、喀痰吸引、強度行動障がい支援者研修、中堅職員に対するマネージメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
- ・上位者、担当者等によるキャリアアップ、働き方等に関する定期的な相談の機会の確保

○両立支援・多様な働き方の推進

- ・職員の事情等の状況に応じたシフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる

○腰痛を含む心身の健康管理

- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断、ストレスチェックや、従事者の為の休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ・事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

○生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組

- ・職場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
- ・5S活動(業務管理の手法の1つ。整理、整頓、清掃、清潔、躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
- ・業務手順書の作成や、記録、報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている

○やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉、介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・地域社会への参加、包容(インクルージョン)の推進のため、モチベーション向上に資する、地域の児童、生徒や住民との交流の実施